

## 議会運営委員会

令和3年9月29日（水曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員 長	齊藤 誠之	副委員 長	星 宏子
委員	山形 紀弘	委員	中里 康寛
委員	森本 彰伸	委員	鈴木 伸彦
委員	小島 耕一	委員	大野 恭男

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議 長	松田 寛人	副 議 長	相馬 剛
-----	-------	-------	------

### 出席議会事務局職員

事務局 長	増田 健造	議事課 長	渡邊 章二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南 恵子	議事調査係長	佐々木 玲男奈
主 査	飯泉 祐司		

### 議事日程

1. 開 会
2. 挨拶
3. 協議事項
  - (1) 政務活動費の支給基準について
  - (2) 緊急質問の運用について
  - (3) 市民アンケートの検証について
  - (4) その他
4. 閉 会

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 じゃ、皆さん、おはようございます。

今ちょっと聞こえていたと思うんですけども、鈴木伸彦さんが、うちのほうも携帯もつながらないということなので、サイボウズの既読になっているかどうか、ちょっと後で確認しておきますが、時間に届いていないということで、遅刻も欠席も言えないんですけども、取りあえず欠席という扱いにさせていただきます、もし途中で入るようであれば、遅刻という扱いにさせていただきます。

本日は、お忙しい中、オンラインではありますがけれども、議会運営委員会のほうお集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月定例会議は終了したんですが、まだまだ取組実行計画も含めて、議会運営委員会で協議することがたくさんありますので、皆様の御意見をいただきながら、少しずつ今年度定めた取組実行計画の達成というか、課題解決及びその中でタイムリーな話題があれば、そういったものに取り組んでいくことに尽力していきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより議会運営委員会のほう開会させていただきます。

—————◇—————

### ◎協議事項

○齊藤委員長 じゃ、3番の協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)の政務活動費の支給基準についてです。政務活動費の支給基準についてを議題といたします。

資料のほうは、今飛びますか。今飛んだページ

のところを押してください。大丈夫でしょうか、皆さん。

この間お話をさせていただきました会派の政務活動費、政活費の扱いなんですが、公明さん、那須塩原クラブ以外の会派の皆さんにも御協力いただきまして、決めることであれば、議会全体でやっていきたいと思いますということで話があったと思います。

今回正副案として、今お示ししたとおり、まず、ちょっと確認してもらいたかったのは、ただいま送りました第2章の使途基準の運用指針とありますよね。その最初の条文の3行目から、「会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務活動費を充当することができる」、これが今までの案だったんです。なので、皆さんその会派によっては、これ、ルールをちゃんと守るとなれば、会派の方々に了承を得て、その会派で該当しないものには使えなかったということになるんですよね。今回皆さんのおかげで会派全体、議員全体で決めるということになると、この使途基準が直せますので、ここをちょっと変えていきたいと思っていることと、あと、正副案としての提案は、この間言ったとおり、何割か、伸彦さん入ってきましたね。伸彦さん、おはようございます。

○鈴木委員 すみません、遅れてしまいました。申し訳ない。

○齊藤委員長 欠席かと思ったんですけども、すみません、遅刻で、ありがとうございます。

今、データ飛びますかね。サイドブックス開いてもらって。ということで、今、また飛ばしましたので、開いてください。

今途中なんですけれども、ここの文言が会派に

属している、あるいは無会派の人もかかわらずなんですけれども、無会派は関係ないですね。会派に属している人は、この会派で設定しているテーマ以外でも、その使途基準に明確であれば、個々で使用できるというようなニュアンスになってくるのかなと思っています。

それで、今言おうと思ったんですけども、正副案としては、約3割ぐらいの政務活動費を会派に属している個々の議員でも使ってはどうかというところをちょっと皆さんと協議したいので、御意見いただきたいと思っています。大体1人24万円なので、3割だと7万円ですかね。7万円ぐらい個人で使える。これは取り決め自体を一応3割ぐらいなので、議会の使途基準のほうを明確にしていだけですから、実際は超えた場合はちょっとあるかもしれないですけども。

あと、もう一つ懸念されるのが、使い方と会計なんですけど、それは今までどおり、会派の会計報告でしっかりと対応していただくというのを条件付で、個人でこの金額を使った場合、しかる計画書であったり、報告書は自分で作成し、会派でしっかり家計がそこを精査するという形でやっていけばどうかと思っているので、その辺も併せて皆さんで御協議、御意見いただいて決めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

何か御意見ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫そうですか。3割です。約3割ですね。

じゃ、すみません、3割ということで、よろしければハンドサイドをいただいてよろしいですか。

すみません、ありがとうございます。

大野さんも大丈夫ですか、大野代表、すみません。

はい、ありがとうございます。

じゃ、今言ったとおり、ここの使途基準の部分と3割程度は会派に属していても、個人で会派のテーマ設定以外のものでも使用できると。ただ使用基準はしっかりと厳守するというので、ちゃんとつけて、そこを変更していきたいと思います。

ほかに質疑はないということで、今の案のとおり10月の全員協議会に報告をして、取り扱うということで異議ございませんかと聞きたかったんですけども、すみません、もう一回お願いします。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

異義がないものと認め、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございます。

じゃ、1番のほうは終了させていただきます。

次に、(2)の緊急質問の運用についてを議題いたします。

こちらは事務局からの説明をお願いいたします。佐々木係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

今通知をお送りしたものを御覧いただければと思うんですが、緊急質問につきましては、会議規則の第63条に規定がありまして、この運用について取り決めをどういうふうにするかということにつきましては、昨年度からの議会運営委員会での宿題となっているところでございます。

第63条では、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定に関わらず、議会の同意を得て質問することができるというふうにされております。通常の一般質問、会派代表質問以外にこの緊急質問はできる。さらには臨時会議においても緊急のものについてはできるということになっております。

緊急質問の要件でございますが、具体的は、こ

ちら2のところに書いてありますように、火災・水害・地震・盗難・責任問題、その他客観的に事態が差し迫って即刻質問し、臨機の措置をただす必要があるとき。それから、ぜひとも質問しなければならないような市民の関心の的となっている問題などであって、緊急質問することが真にやむを得ない。こういう客観的に認められる場合にできますよというふうになっています。

実際の方法なんですけれども、緊急質問をする場合には、議会に諮って同意を得ないといけませんので、こちらに書いてありますように、2パターン考えられます。1つは本会議の開会前ですね。あるいは休憩中に議長に文書または口頭で申出をして緊急質問をしたいんです、こういうテーマなんですけれどもというふうに申し出る方法、それから、本会議中に動議として出すという方法が考えられます。事前に出す場合には、議長がどこかのタイミングで、本会議の中で、緊急質問に同意し、日程に追加なら、発言を許可するかどうかというのを諮って、許可をしていくという形ですね。②の動議の場合には、1人以上の賛成者があった場合には、本会議に諮って、可決された場合には日程に追加して緊急質問を行うという流れになります。

さらに、緊急質問を行う場合には、臨時の議会運営委員会を開くということが考えられまして、その客観的な緊急性が本当にあるのかどうか、それから、質問時間ですとか、あるいは複数の議員が質問したいという場合の順番とかそういうのを議会運営委員会では協議をするということが考えられますので、協議のタイミングとしては、実際に申出があり、動機があったタイミング、あるいは本会議で同意が得られて、じゃ、実際に行おうかというようなタイミングのいずれかが考えられます。

採決の前に議会運営委員会を行うというのが1つ考えられますけれども、そういう場合には、やはり書面なり何なりで事前に議長に提出をいただくということが望ましいのかなというふうに考えています。

採決後に議会運営委員会を開く場合であっても、やはり議長の円滑な進行という観点からは、申出をきちんとしていただくというのが、スムーズな運営につながるかなというところでは考えているところですよ。

あとは、緊急質問の発言時間ですね。これも何分以内というのを決める必要があります。できれば先例等で緊急質問については何分以内というのを決めておくことが望ましいというふうに考えています。

私が調べた限りでは、国の衆議院・参議院では15分以内で、過去に調べた限りで、黒磯市議会では平成15年に緊急質問をした事例というのがあったんですが、こちらは10分以内というふうにしています。ちなみにこちらは、足銀の破綻の関係で緊急性があるだろうということで緊急質問を行ったという事例になります。

協議事項といたしましては、こちらの(1)から(3)、5のところにありますように、申出の方法ですとか、議会運営委員会の開催時期、それから発言時間、こういったところについて事前に運用として決めておくことによって、緊急質問の運用を定めておくということが考えられるかなというふうに考えております。

続きまして、もう一つ、参考となる資料として、今通知いたしましたけれども、参議院の先例集がありましたので、こちらの抜粋も掲載をさせていただきます。こちらにあるように、参議院ではこういうふうにやっていますということで、申出があったときには、まず、議運で諮りますよと。議運

の決定があったときには、議員、国会のほうに諮っていきますよと。発言時間は15分以内で決定をしますよという形で書いてあるものでございます。こちらを参考に掲載をさせていただきました。

資料の説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して何か御質疑がある方いらっしゃいましたら、よろしくお願いたします。

ありませんか。大丈夫ですか。

山形委員。

○山形委員 おはようございます。すみません。

先ほど係長のほうから足銀の破綻のときに旧黒磯市議会時代に10分以内というふうなことで緊急質問をしたというふうな経緯を聞いたんですが、具体的にもし内容が分かって、どんな内容でどんな答弁で、どんなやり取りがあったかとかちょっと参考のマーズでもし資料があれば、教えていただきたいんですが。

○齊藤委員長 係長、分かりますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 私のほうで議事録を見た限り、ちょっとつぶさに覚えていないところもあるんですが、当時市のほうで出資というか、お金を預託していたような部分とかもありましたので、その辺の公金の取扱いがどうなるのかなとかそういう話だったかなというふうに記憶はしているんですが、ちょっと正確なところは記憶にないところもありますので、後でPDFか何かで議員の皆さんに当時の議事録をお送りできればなというふうに思っております。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 では、質疑がないようですので、先

ほど説明があったものを一度会派のほうに持ち帰っていただきます。そして、次回の議会運営委員会で再度協議して、その5番の協議事項についてそれぞれ(1)、(2)、(3)、アとイどちらにするかを決めていきたと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせて取り扱っていきます。

ちなみに、これ、係長、どれを取ってもちゃんと整合性取れていますよね。ア選んだからイじゃなきゃいけないとかということないですよ。大丈夫ですね。

ということで、ちょっと皆さんのほうで協議お願したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、(2)のほうを閉じさせていただきます。

続きまして、(3)市民アンケートの検証についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いたします。

事務局。

○佐々木議事調査係長 それでは、私から説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、今通知をお送りいたしましたけれども、令和元年と令和2年に市民アンケートを実施している経過がございます。

今回の令和3年度の取組実行計画の中で、市民アンケートの検証という項目がありまして、こちらをどのように行うかというところがございますけれども、今回の資料に令和元年、令和2年の報告書を掲載してございまして、こちら1ページにありますように、令和元年につきましては、ホームページへのアンケートページから回答受付をしたり、あるいは議員が調査票を渡して回答を依頼したりというような形で、2ページ目以降にある

ように、こういった回答をいただいたという経緯がございます。

同じように令和2年に行ったものにつきまして、もう一つ報告書がございますけれども、調査内容にありますように、ホームページですとか調査票からアンケートを取って取りまとめたというものがございます。

今後、那須塩原市議会としてやはり市民アンケートを行っていくという形が出てくるかなとは思いますが、やはりこの2回やったものを検証して、今後に生かしていくという観点で一度議会運営委員会で検証を行うというものでございます。

こちらにつきましては、この様式ですね、今、通知をお送りしましたが、成果ですとか、課題ですとか、今後の改善点みたいなものを各会派から出していただいて、それを取りまとめて検証という形ができればというふうに考えておりますので、こちらに記入いただいて、意見をまとめるという形ができればというふうに考えております。

事務局からの説明は以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御意見を伺いたいと思っておりますが、本来であれば、議会のアンケートを毎年行うということで、取り込んでいたんですけども、今年度始まる際にアンケートを受けているんですけども、そこまで情報発信で理解をされている市民の方々に正直取っているのか、そういったのも含めていただいたアンケートの検証をしましょうということで、ちょっと取りかかりが遅くなってしまったんですけども、案として今説明があったとおり、報告書を基でいいんですよね、係長のほうね。さっきのね。報告書をこれを基にどの部分を検証に値するかということ各会派でちょっと話し合ってくださいまして、検証を

行った後に今後そのアンケートを継続していく糧にするなり資料にするなりということで、取りかかっていきたいと思っておりますので、今説明があったとおり、行っていきたいと思うんですけども、皆さんのほうでもし何か御意見があればお願いしたいと思っております。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 では、質疑がないようですので、一度会派に持ち帰っていただきまして、別紙の様式に必要事項を記入の上、10月11日月曜日までに事務局に提出をお願いしたいと思います。その集計結果を基に、次回の運営委員会で協議することとしたいと思います。異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(3)については終了といたします。

次に、(4)その他に入ります。

○次回の議会運営委員会の日程（10月15日午前9時）について

○政治倫理審査会での問責規定の検討について

○ハラスメント条例の検討について

○質問中の掲示物の提示申請について

○来年度の宇都宮大学の地域パートナー申込について

○今後の管外所管事務調査について

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、協議事項全て終わりましたので、以上で議会運営委員会のほうを閉会したいと思います。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます

た。

閉会 午前11時15分